

154-参-厚生労働委員会-11号 平成14年05月23日

※雇用政策、生活保護、障害者問題、過労死問題等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

今日は、労働問題を中心とした一般調査ということで、雇用労働問題を中心にお伺いしたいと思っております。

まず、五月十四日、坂口大臣、記者会見をなさしまして、厚生労働省の職員の働き方、やはり少子化の時代に育児を奥さんにゆだねてはいけない、職員は早く帰って家庭の人になるべきだ、厚生労働省自身がまず働き方を見直さなければ説得力はない、私も夜行性にならないよう早く帰ると、こういう記者会見をなさっておるわけでございます。そして、早期退庁促進検討チームというものを省内に作っておられたとお聞きしておりますが、その意図といたしますか、お考えについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 先ほどから議論出ておりますように、この少子化、どう対応をしていくかという問題でございますが、これには女性の働きやすいようにどうするかということもございまして、そのためには保育所をどうするかとかいろいろの問題があるわけでございますが、そうした問題だけで少子化が片が付くかといえば、私は付かないんじゃないかと実は最近思っているわけでございます。もう少し広範に少子化対策というのは取り組んで、そして我々の生活のパターンそのものがやはり変わっていくようにしないといけないのではないかと。外国から見て仕事中毒だというふうに言われるほど働きながら、とにかくにもそれで一応の生活が維持できるというようなことは、これは少し変えていかないといけないのではないかとこのように思っている次第でございます。

この委員会におきましても時間外労働の問題でございますとかいろいろお取り上げをいただくわけでございますが、そうしたことを担当いたしております厚生労働省が夜十時になりましても十二時になりましても毎日電気がついているというのではちょっとこれは具合が悪いのではないかと。もう少し、それは仕事がたくさんあるのに早く帰れと言ったって無理だといって皆さんは言うかもしれませんが、そこは早く帰れるようにするのも仕事のうちと私は思っております、ですからもう少しみんなが早く家庭に帰れるような仕事の段取りというものをやっぱりやらなきゃならない、そういうふうにしていくことが大事ではないか。それは、役所を出ましてもそれは家に帰らぬ人もおりますから、それは別でございますが、やはり少なくとも役所がもう少し早く出られるようにしてあげないと、私は本当に、実際問題として結婚もできないし子供も産めないのではないかとこの気がいたします。

そうした意味で、隗より始めよでございますので、率先をしてひとつ検討するチームを作って、二、三か月掛けて、どうしたらもう少しお互いの仕事を効率的にやるようにできるか、早く帰れるようにできるかということをもとめて、みんなでひとつやろうということを言ったわけでございます、そうしたことが結局は少子化対策に私は大きく影響するというふうに考えておる一人でございます。

○辻泰弘君 ただいまの大臣の御指摘、私も耳が痛いものでございまして、昨日の晩もこの質問のために役所の方々にお電話をしたりいろいろとお聞きしまして、大臣がおっしゃるとおり早く出られるようにしてあげるべきだと。しっかり仕事の段取りせいというのは私に跳ね返ってくるのだと思っておるわけでございます。

さて、大臣の、何といいますか、働き方と言ったら失礼でございますけれども、大変過重な過密なスケジュールの中でお仕事をされていると思うわけでございます。

去年、十月十八日、私、初質問をさせていただいたときに、厚生労働省という、厚生省、労働省、一緒になって対象領域が広がったということを前提として御感想をお聞きしたところ、非常に大きくなったもので全体をまとめていくということは大変だった、全体として責任を全部持ってやっていけるか非常に不安に駆られることがあると、こういう御指摘もいただいたところでございます。

また、先般、五月七日の新しい官邸での閣議の後、大臣は、新しい革袋ができた、気分を一新して新しい政治を始めないといけないと、このように語っておられるわけでございますが、このことが改造要求と受け取れるというふうなことも伝えられたわけでございますが、大臣はいろいろ課題を多く抱えておられますが、早く帰って家庭の人になりたいと思っておられるでしょうか。いかがでございましょう。

○国務大臣（坂口力君） 私は帰りましてもだれもいるわけじゃございませんので、そんなに早く帰らなきゃならないというわけではございませんけれども、しかし、私がおりますと一緒におらなきゃならない人がたくさんいるわけでございます、甚だ人迷惑な話でございますから、できる限り私も早く仕事を片付けて早く退庁させていただくように心掛けておるところでございます。

先ほど辻先生が言われましたから甘えて言うわけじゃございませんが、やはり厚生労働省の皆さんの動向を見ておりますと、やっぱり質問取りというのも、これもかなりの分野占めておまして、なかなか質問いただけない先生がございまして、そうすると少なくとも五百人から七百人ぐらいの人が残っているわけですね。これは大変なことだと思うんです。多いときには、予算委員会になると千人ぐらいの人が残っておるわけですね。なぜみんな残っているのと言うと、質問がいただけないからもうまで待っておると、こう言うんですね。別に愚痴を言うつもりは決してございません。ついでの話でございますので申し上げます。

そんなこともございますが、これなかなか厚生労働省だけで片づく話でもございませんので、御協力いただくところは御協力をいただいて、全体でこれ考えていかなきゃならない問題だというふうに思っております。私個人は、できる限り早く退庁させていただいて、そしてどうするかじっくり考える時間を持たせてもらいたいというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 それは、大臣がわしが全部質問答えたからみんな帰れと言われればよいような気もしますけれども、それはちょっと横に置きまして。

実は、先般、生活保護の問題につきまして私質問させていただきました。そのことについて一点お伺いしておきたいと思えます。

これは三月に別冊問答集ということで、生活保護について、冷蔵庫等についての扱いについて新たな見解を出された。そのことについて私、冷蔵庫のように冷たいじゃないかと、このように申し上げて、大臣は四月二十三日の御答弁で、余りにも冷蔵庫のように冷たい話では具合が悪いというふうに思いますので、御指摘のことを十分尊重して、近いうちにひとつもう少し分かりやすく全国に流すようにしたいと、このようにおっしゃっていただいたところでございまして、新聞にもそのことが見出しになって、「冷蔵庫冷たい話やめます」という、大臣のコメントみたいな形で出ておるわけでございます。

その後五月七日に、厚生労働省社会・援護局保護課保護係長名で、全国の生活保護担当係長に、ある意味では修正といいますか補正の文書が流されております。ただ、突き詰めて言いますと、実は変わっていないと私は思っております。すなわち、「家具什器費は、保護開始時等において、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることについては、何ら変更する趣旨ではない」と、こういうことを明示しておるわけございまして、本質的に見解が変わったわけではないと思うわけでございます。

それで、私は大臣にお聞きしたいと思えますことは、大臣は、冷蔵庫のように冷たい話では具合が悪いと、このようにおっしゃったわけでございますけれども、要は、この五月七日の通達を踏まえてみても、今の厚生労働省の見解は、生活保護を受給をされる当初の段階で冷蔵庫を保有していない方に対しては、それは基本的にはそのための一時扶助費は出さないということに、ということは、そういう理解の上の見解と思うわけですが、そのことが私は冷たいと申し上げたわけですが、大臣は、今回の五月七日の通達によって、大臣御自身がおっしゃった冷たい、冷蔵庫のように冷たい話では具合が悪いということがクリアされたというふうに思っておられるのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） これはかなりクリアされているというふうに私は思っておりま

す。先日も委員がいろいろと例をお挙げになりましたけれども、必要な方というのはあるわけでございます。例えば薬をどうするかというようなことでも必要な場合もございますし、そうした必要なときにはこれはいいということにこれはしているというふうに私は理解をいたしております。

○辻泰弘君 私は、やはり冷蔵庫の保有というものが最低生活であるというふうに思っております。そういう意味では、ほかの電子レンジだとか、その三月の通達の際には冷蔵庫のみならず、テレビ、電子レンジ、洗濯機、ルームエアコンという例示があったわけでございます。また、五月七日の例示においても、「冷蔵庫、電子レンジ等」ということで同列に扱っているわけですが、冷蔵庫だけは食生活にかかわるもので、最低生活の一部として認めるべきだと、このように思うわけでございます。

そういう意味において、生活保護の支給の当初の段階で保有していない方に対しては、それを保有することに向けての臨時的な生活費、一時扶助費の支給があつてしかるべきだと、このように思うわけでございます。

ですから、五月七日のことを踏まえましても、新聞では「冷蔵庫冷たい話やめます」ということでしたが、実はこれは冷蔵庫冷たい話続けますという措置だというふうに私は思うわけでございます。

この問題につきましてはまた継続して追っ掛けさせていただきたいと思っております。

さて、次の問題について御質問をさせていただきたいと思っております。

今、経済財政諮問会議、また政府税調におきまして税制改正の取組があるわけでございます。私、四月二十三日の質問で大臣にお伺いしまして、税制改正に絡んで、あのときは障害者雇用促進の問題についてございましたけれども、政府税調の方で障害者控除の見直しがあると、その動きがあると、そしてそのことについてどう対処するのかと、またどうしてもやむを得ないときは歳出の方で手当てすることも考えるべしと、このようなことを申し上げましたところ、大臣としては、障害者の福祉増進を図りますために重要な意義を有していると、このような御見解を示していただいたんですが、その後、実は石弘光政府税調会長が新聞のインタビュー、五月十五日のインタビューに応じておられる中で、障害者控除など社会的な配慮が必要な納税者への控除を減らす分を歳出で対応することも必要だということをおっしゃっておられまして、このことは政府税調会長個人かもしれませんが、その方のお考えとして障害者控除は縮減していくということを意図されていると、それに依りて歳出面で見えていくということをおっしゃっていると思うわけでございます。

このことについて、やはり障害者の立場というものを代弁するといえますか、そういう立場に重きを置いて行政つかさどられるべき厚生労働省としてこの動きについてどういうふうに対処されるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 政府税調の中がどれだけ進んでいるかということにつきまして  
は詳細には私存じませんが、少なくとも今御指摘をいただきました障害者控除の縮  
減の問題につきましては、それは新聞には確かに出ておりましたけれども、現在のところ、  
それは話題にはなっていない。その全体としての控除の問題、控除の問題全体としてどう  
見直すか、とりわけ配偶者控除だとか、そうしたところをどうするかという話を中心にな  
っているというふうに私は聞いているところでございます。

控除全体の問題につきましては、これはいろいろ御意見ございますけれども、余りにも  
控除が多くなり過ぎていて、そして少なくとも控除でなくてほかのものに代わってもいい  
問題も、実際に提供すべきものは提供するというにされた方がいい問題も私はあると思  
っております。

と申しますのは、控除、大体額がどれだけということになっておりますけれども、これ  
は所得によりまして随分格差ができてまいりますし、本当に必要な人に対する控除の額と  
いうのはそれほど大きくない、そしてそうでない人に非常に大きいといったようなことにな  
っている部分もございまして、控除の在り方というものについては検討していただく  
ことは私は別にいいのではないかとこのように、総論としてはそう思っておりますが、こ  
の今御指摘いただきました障害者の問題、これにつきまして、今これが話題になっている  
ということではないというふうに聞いているところでございます。

○辻泰弘君 この政府税調等の検討の中には、退職所得控除の見直しなどがあると、配偶  
者控除、特別配偶者控除の問題等もあるわけですが、要は、私が申し上げたいのは、厚生  
労働省所管のかかわりの障害者であるとか勤労者、労働者であるとか高齢者であるとか、  
そういう厚生労働省の守備範囲の中での税制改正についてもっと発言があつてしかるべきで  
はないかと、こういう思いなわけでございます。

塩川財務大臣は年金を辞退すれば相続税を免除するとかワークシェアリングに財政支援  
したらいいじゃないかという、ある意味で踏み込んだ発言もされておりましたし、経済財  
政諮問会議におきまして、尾身沖繩北方・科学技術担当大臣などは在職老齢年金の廃止と  
か年金等控除の廃止などということを、踏み込んだ発言も経済財政諮問会議でされている。  
また、平沼経済産業大臣も相続税、贈与税の問題について指摘されたり、福田官房長官も  
配偶者控除の廃止などをおっしゃっているというわけでございます。

坂口大臣も、四月の三日でございましたか、経済財政諮問会議に出ておられて、その資  
料、「厚生労働行政における対応」ということで、医療・食品分野の研究、外国人が暮らし  
やすい環境整備、あるいは少子化の問題等のペーパーも出されて御発言されているよう  
でございますけれども、私が申し上げたいと思いますことは、こうやってある意味では所管  
でない分野にでもいろいろ発言をされているという現状の中で、厚生労働省は自らが所管  
される領域についての税制改正等についてもっと発言して、発信すべきではないかと、こ  
のことを申し上げたいわけでございます。

四月三日の厚生労働大臣の、坂口臨時議員提出資料の中では、医療の分野では税制面での支援ということで、医薬品業界が国際競争力を付けていくためには研究開発に対する税制面の支援が一層必要であると、こういうコメントをされているわけでございますけれども、医薬品のことも大事でございますけれども、やはり大きな控除の根本のところについての税制改正がされようとしているときに、それに一番接しておられるであろう厚生労働省としてやはり見解をお持ちになって発信してリードしていくと、こういうことにしたいと思いたいと思うわけでございます。

そのことについて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） これは、税制問題につきましては、毎年この予算のときに厚生労働省としてどういう予算的な要望があるかというのを全部出しておりまして、過去には公的年金等の控除の問題につきましても出した経緯がございます。

しかし、この公的年金につきましては、大きい枠組みそのものを変えなきゃならないということになってきたものですから、検討しなきゃならないということになってきたものですから昨年は出さなかったというふうに思っておりますが、今まではかなりこうしたことも出してまいりましたし、他のことにつきましても厚生労働省としてこういうふうにしてほしいということは全部出しているところでございます。

経済財政諮問会議等ではいろいろの発言あることも事実でございますし、厚生労働分野につきましてはの御発言がかなり多いことも、私が多いというふうを感じるのかどうかは分かりませんが、かなり多いような気がいたします。それはどういうふうに御発言をしていただくのも別に自由でございますからよろしいわけでございますが、余り決め付けないようにしてもらいたいと、こう思っているだけでございまして、私も言うべきことは言っていきたいと思っております。

○辻泰弘君 厚生労働省として税制改正の要望を作っておられることは承知しておりますが、それは概算要求のちょっと後といいますか、八月になることが通例だと思っております。

今、政府税調並びに経済財政諮問会議で取り組んでおりますのは六月に一つの方針を示すということでございますので、ですから厚生労働省の常時の、通例の形の対応では間に合わないんじゃないかと。すなわち、政府税調、経済財政諮問会議の税制改正の取組は十二月の六か月間前倒しした形でございますので、そういう意味ではこれまでの八月にまとめられるというものではちょっと間に合わないんじゃないかと思うわけございまして、その意味についてまた御検討いただいて御対処いただきたく思う次第でございます。

それでは、次の問題につき、取り上げさせていただきたいと思っております。

昨日、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱、このことを記者発表されておりますので、その要綱に基づいた省令案を作成して六月一日より施行する予定だということでございます。これはすなわちワークシェアリングの具体的な対応ということで、ワーク

シェアリングに対する財政措置、財政支援の具体化ということになるわけですが、四月には方針をある程度示していただいたわけですが、昨日のことを踏まえて、政労使でお取り組みいただいたワークシェアリングに対しての財政支援策の具体的な内容、また時期について御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（澤田陽太郎君） ワークシェアリングに対します財政支援については、三点措置をいたすことといたしております。

第一点が、緊急対応型ワークシェアリングを導入し、雇用創出に取り組む事業主への支援ということで、既にあります緊急雇用創出特別基金、これは平成十年度に当時の補正で六百億円を一般会計で積んだものでございますが、これを使うものが一つございます。

具体的には、政労使で検討会議で合意いたしました緊急対応型ワークシェアリング、これを導入いたしまして、四十五歳以上六十歳未満の中高齢者を非自発的離職者という形で雇い入れた場合に助成金を支給する。従来の基金でございますと、常用労働者一人三十万円という形でございましたが、今回はワークシェアリングでございますので、短時間労働者につきましても雇い入れた場合には十五万円を支給するという拡張を行っております。

と同時に、今申し上げた労働者を雇い入れた場合には企業規模に応じて、言わば従業員規模に応じて加算をするということで、この加算の意味は、緊急対応型ワークシェアリングを導入するに当たっての、企業側が言わば人事労務管理等々を多少見直す初動経費を見るという趣旨で、従業員規模一一三百人につきましては三十万円、三百人以上につきましては百万円を加算するというものであります。

それから第二点は、ワークシェアリングにつきまして、地域において労使が理解を深め、自主的に取り組むことを支援するという意味で、そうした活動を行う地域の事業主団体、経済団体を含むそういう団体に対し、情報提供だとか相談等々の事業を委託するというものでございます。

それから第三点目は、緊急対応型雇用シェアリングそのものではございませんが、従来の雇用調整という形で休業という形態を取って雇用を維持するということも緊急対応型ワークシェアリングと同等といいますか近い雇用維持効果があるということで、今回、雇調金の活用をしたいということであります。

具体的には、現在の雇調金は一日丸々休業する形か一日のうち部分的に一時間以上休業する場合と、こうなっておりますが、一時間以上休業する場合には事業所の対象労働者が全員一斉という要件が付いておりますが、これを外しまして、一日の時間単位休業であっても部門単位とかグループ単位とかいう形でできるというところに弾力化をします。

以上、三点でございます。

そして、省令改正必要な部分、雇調金の拡張部分につきましては、昨日、審議会に諮問し答申をいただいたと。他の部分につきましては、事務的に要領を改正する等々で、いずれも六月一日から実施できるように鋭意準備を進めてまいります。

○辻泰弘君 雇用創出の問題について一点お伺いしておきたいと思います。

内閣府が「暮らしと構造改革」ハンドブック」なるものを作っておられまして、その中で、新しいサービス業がどんどん出てくれば雇用が拡大しますということで、雇用創出が期待されるサービスということで幾つか列挙されまして、トータル五年間で五百三十万人の雇用創出を目指すんだと、こういうことが出ております。

また、先般の経済財政諮問会議におきましても、島田顧問、同会議顧問の方から五百三十万人の雇用創出計画のことの言及がございまして、それらを受けて小泉総理が、五百三十万人の雇用づくり、これは前向きな対策で、その実現に向けて全省庁協力して是非とも推進体制をお願いする、また具体的な提言を出していただきたいと思うと、こういう発言をされておるわけでございます。

私の承知しているところ、必ずしも厚生労働省がこの案といいますか、このことの議論に直接はかかわっておられないんじゃないかと思うんですけども、しかし雇用の一番責任を持って対処されるべき厚生労働省としてはやはりこれに無関係でもおられないと思うわけでございます。

具体的にこのことについてどう取り組まれる御方針かということと、ある意味ではこういうことが発言されるのであればこそ、厚生労働省、こういう議論にもっともっと積極的にかかわっていくべきだと思うわけでございます。その点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 経済財政諮問会議に設置されました雇用拡大専門調査会が昨年五月に取りまとめたいわゆる緊急報告というのがあるわけでございますが、その中で、雇用創出型の構造改革を実施をして、そして五百三十万人の雇用をサービス分野で作り上げていくと、創出するということを御提案をしているわけでございます。

これは、この内容を細かく見てみますと、様々な分野が取り上げられておまして、御承知をいただいておりますように、いわゆるどこかに勤めるというのではなくて、家庭におきます問題等もそこには含まれておまして、その内容は様々でございます。しかし、このサービス分野で拡大が可能なことも事実でございますので、そのことにつきましては私たちもこれは一生懸命にやっていかなければならないというふうに思っています。

その中は、国の方が予算を付けて、それによって拡大をする部分もあるわけございまして、そのところはこれはもう間違いなく、拡大していくことは間違いのないというふうに思います。我々、厚生労働省に関係のあるところでございまして、新エンゼルプランでございましてとかあるいはゴールドプラン 21 でございましてとか、こうした分野におきましては確かに雇用が増えてきていることは間違いございません。しかし、五百三十万という大変な大きな人数になるのには少し小さ過ぎるわけございまして、これは各省庁でそれぞれお願いをしなきゃならないわけございまして、これはもう少し、より具体的にどういうふうにしていくかということをもう少しきめ細かくやらないと私はいけないというふうに



考えております。

この中には予算を付けるというものもあるということを申しましたけれども、それはそれでいいんですが、しかし、そうではなくて、例えば外国、欧米並みにもし日本がこれからなるとすればこれだけになるであろうという、傾向として、トレンドとしてこういうふうになるだろうということを示している部分もあるわけでございますので、そうしたことを日本の中で実現をしていこうということになりますとそういう方向の施策が必要でございますから、そうしたことももう少しきめ細かくやっていかないと、五百三十万というのは、掛け声は大きいですが、現実にそれが実現しにくいということに私はなってくる。

やはり、これを進めていくためにはもう少しきめ細かさというものが私は大事だというふうに考えておまして、これは厚生労働省がかなり積極的に発言をしなきゃならないこととでございますので、私も積極的に発言をしていきたいと思っているところでございます。

○辻泰弘君 一番雇用政策に責任を持たれるのは厚生労働省でございますので、政府といえますか、総理が五百三十万と打ち上げておられながら、実はその中身が厚生労働省に、何といいますか、そのことの具体策が整合性が取れていないというような状況がないように是非お取り組みいただきたいと思っております。

さて、先ほど今泉議員御指摘のポイントにもつながりますが、外国人労働者の問題について基本的なお考えを聞いておきたいと思っております。

これまで、第九次の雇用対策基本計画においても見解を示しておられますし、前の経済計画においても出されておりますし、厚生労働白書にも見られるわけでございます。ただ、私がなぜこれを思うかといいますと、最近のヨーロッパにおける、いろいろ移民排斥の極右勢力の台頭というような状況があるわけございまして、ドイツにおいても実質的に移民を規制する方向を出しておるとか、最近のフランスやオランダでの移民等への排外的な勢力の増大ということがあるわけございまして、そういう意味で私は基本的に踏まえておかなければならないと思うわけでございます。

すなわち、ある意味では、来てもらいたいというときにどんどん入れておいて後で追いつ出すということは、長い目で見たときの国の在り方としてやはり問題だと、禍根を残すと思うわけでございます。将来、そういう形になるならば、未然に、やはり慎重に対処すべきだと、このように思うわけございまして、その意味から厚生労働省の外国人労働者の受入れについての基本的なお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○副大臣（狩野安君） お答えいたします。

外国人労働者の受入れについての政府の基本方針につきましては、平成十一年八月に閣議決定をいたしました第九次雇用対策基本計画におきまして、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極

的に推進すること。そのほか、いわゆる単純労働者の受入れにつきましては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすことが予想されることなどから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるとしております。

また、外国人労働者の現状につきましては、平成十二年に我が国で就労する外国人労働者は、合法、不法を合わせまして約七十一万人と推計しております。我が国で雇用されている労働者全体の一・三%に相当していると思います。

○辻泰弘君 先ほど申し上げましたように、外国人労働者のとりわけ単純労働者、いわゆる単純労働者についての対応というのは私は慎重であるべきだと思っておりますが、しかし逆に、日本に来ていただいた方に対してのしっかりした対応ということも求められるわけでございます。

現在、研修生、実習生の受入れというのがございますけれども実習生については労災保険が適用されているけれども、研修生については民間の保険ということで必ずしも十分でない。そういう中でトラブルが起こっている現状もございますので、そういう意味で外国人研修生に対しての保険というものについても労災に準ずるような形でのしっかりした制度を考えていただきたいと、これは要望として申し上げておきたいと思っております。

次に、過労死のことについてお伺いしたいと思います。

これも昨日、過労死のことにつきまして、脳血管疾患及び虚血性心疾患等過労死等事案の労災補償状況及び精神障害等の労災補償状況というものを発表されておるわけでございます。これは、昨年十二月十二日に脳・心臓疾患の認定基準というものについての認定要件の変更がございました。長期間の過重業務ということで、発症前おおむね六か月の間を評価して、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したことというのを認定要件に付け加えたということでございまして、それに伴って認定された件数が増えたのではないかという分析があるようでございます。

そこでお聞きしておきたいと思うんですけれども、この十二月の新しい基準によりまして、新しい基準以前に再審査請求をされてきた、それでまだ決着していないその分について、再審査の決定前の認定というものもあるのかどうか、不支給処分の見直しの方針についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（日比徹君） お尋ねの点でございますが、端的に申し上げますと、それはあるということでございます。

実は、監督署長が不支給の処分をし、それが争われているというのは、審査官段階、あるいは再審査請求ということで労働保険審査会、さらには裁判とそれぞれの段階でございますが、裁判あるいは労働保険審査会で現に係属しているもの、それにつきましても、原処分庁である監督署長として新しい基準で見て自ら処分をやり直すべきものはやり直すとい

うことで進めてきましたし、今後もその方向で進めたいと考えております。

○辻泰弘君 未払賃金の立替払の制度についてお伺いしたいと思います。

現在は労災保険料の財源を使って労働福祉事業団がなさっているわけでございまして、この一月から百七十万の上限が三百七十万に引き上げられたということで、やはりこれは、私は一つのセーフティーネットとして大事なものだと思っているわけでございますが、しかし、考えてみますと、労災保険料がその財源となっている未払賃金の立替払というのも考えてみますと少し趣旨が違うのではないかと思われるわけでございます。

厳密に言いますならば、未払賃金の立替払のための保険料は労災と別に設定されるべきじゃないかと。労災保険料は事業所ごとに出ているわけですが、倒産はその事業所ごとに、数字が同等に、災害の発生率と同等な倒産率ではないと思うわけでございますので、そういう意味からもやはり本来別勘定といいますか、保険料もここは未払賃金分だというふうな位置付けがあって、現在の労働保険特別会計の労災勘定と分離した別の勘定であってしかるべきじゃないかと思うわけですが、そこまで行かないまでも、少なくとも予算上明確化されているべきじゃないかと思うわけでございます。

平成十四年度一般会計予算を調べましても、実は労働福祉事業団への交付金という形で出ているわけではございますけれども、未払賃金の立替払に充てられるのだというふうには一般会計の予算書各目明細書を見ましても出ていないわけでございます。

そういう意味におきまして、私は、これはやはり強制保険料徴収のものでございますから、その歳出についてはやはりはっきり明示されるべきじゃないかと思うわけでございまして、本来は勘定も別建てにすべきじゃないかと思うけれども、少なくとも予算上そのことが見えるようにはっきりさせるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（日比徹君） ただいま御指摘の点でございますけれども、未払賃金立替払制度を発足しまして随分たっておりますが、当初から今御指摘のような予算建てになっております。

それで、国の予算の場合には、もうこれ私から申し上げるまでもないかもしれませんが、科目編成をどうするかということで、こういう交付金のたぐいというのは一括して交付金というような形になっておるところでございます。

そこで、元々きちんと言わば区分経理もし、そこをはっきりというような御趣旨であらうと思いますが、これは先ほど申し上げましたように長い間たっておりますけれども、ここ何年か非常に確かに金額的にも巨額になっておるという点は確かにございます。

それで、長い経過の中で予算編成の仕方としては今申し上げたとおりでございますが、立替払のこの財源の問題につきましては、労災保険の関係審議会でも実は若干どうなんだというような御議論もあったところでございます。まあすぐにどうこうということではございませんけれども、少なくとも立替払所要の財源の問題、あるいはそれを何といいます

か保険料負担者との関係ではっきり分かるようにと、これは心掛けておるつもりでございますけれども、その点は十分慎重にやってみりたいと思っております。

○辻泰弘君 是非、予算書でその部分が少なくとも見えるように、予算の説明の中には未払賃金の立替払の指摘がありながら実は予算書の数字が出ていないという状況がございますので、少なくともそこは取り組んでいただきたいと、このように思っております。

さて、無年金障害者の問題についてお伺いしたいと思います。

私、三月二十八日の質問のときに、無年金障害者の問題についてお聞きしまして、大臣から、今も一生懸命考えてやっていると、もうしばらく時間をちょうだいしたいと、こういう御答弁があったわけでございます。また先般の、二日前でございましたが、この委員会におきまして、今国会中というようなめどで大臣としての御所見を示されるような御答弁もあったわけでございますが、私はせつかく大臣が検討しようとおっしゃっていただくわけでございますから、その無年金障害者の対象に、任意加入のころの学生のみならず、やはり国籍条項があって、昭和五十七年の一月一日より前に国籍要件があって加入できなかった、そういう無年金の在日外国人の無年金障害者の方々のことも含めて御検討し御提言をいただくようお願いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） この無年金障害者の問題につきましては、かねてからいろいろの御指摘もあり、何かいい方法がないものだろうかということでもいろいろの議論も実はしているところでございますし、またいろいろ検討もしてもらっているところでございますが、今御指摘のこの国籍条項によりますところの国民年金の適用を除外されている在日外国人もこの対象にすべきだという話は少しまた別の話でございまして、現在のところ私はここまで議論の対象の中に入れてはいたしません。

この問題はこの問題として、社会保険方式の制度の下でそれぞれの方がどのような事情で無年金になったのかということ、これは十分分析をしなければいけない問題だろうというふうに思っています。いろいろのこれは条件があるだろうというふうに思っておりますので、そうしたことをもこれは整理を一遍しなければどうするかということにはなかなか至りにくい、もう少しそうした意味での整理はしなければならぬというふうに思っております。

今のところ、無年金障害者の問題についてはどうしても解決する方法がないか、いい方法を見付けたいと、そんなふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 いわゆる年金担保融資についてお伺いしたいと思います。

厚生年金法は、第四十一条におきまして「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。」という規定がございまして、またその他船員保険法や国民年金法にも同じような趣旨があるわけでございます。

唯一、公的年金担保貸付けということで社会福祉・医療事業団がそういう年金を担保としての貸付けが制度として創設されているわけですが、このことについてでございますけれども、そういうことで公的年金を担保に取ることは法律で禁じられているわけですが、現在そのことによっての非常に悲劇が全国的に増えているという状況がございます。年金を担保に取って高齢者の方々に融資をして通帳と判こも取り上げてしまうと、こういうことで非常に被害が増えているという状況が伝えられているわけでございます。業者は、年金証書、通帳などを担保に取って法定利息の上限に近い金利で貸し付けて、振り込まれた年金は高齢者に渡らず業者が勝手に引き出すと。また、返済後も年金証書を返さず、借り手が死ぬまで年金を取り続ける悪質業者もいると。こういうことが現象としてあるわけでございます。

これは厚生労働省の対応だけでは済まない、すなわち金融庁だとか都道府県の対応にもよるべきところもあろうかと思うわけですが、しかし、年金を支給しているのが厚生労働省である限りにおいて、通帳に入ったらそれはもう預金であって年金ではないんだというような理屈もございすけれども、しかし、やはり年金を支給している責任官庁として、そのことの実態をやはり見詰めていただいて、他省庁とも連携を取ってその防止に努めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（辻哲夫君） 御指摘のように、年金証書や通帳などを貸金業者が預かり融資を行っているというケースにつきまして各種報道なされておりますし、また被害者救済のための活動をしておられる団体等から要請も受け、お話も聞いており、私どもこれは大変な問題だというまず認識をしております。厚生労働省は貸金業を所管しておりませんのでその詳細な実態までは把握できておりませんが、いずれにせよ、御指摘のように、この問題は今後真剣に取り組まなければならないと、まずこの認識を持っております。

年金受給権の担保は禁じられているわけですので、唯一の例外として今御指摘の社会福祉・医療事業団が融資を、担保融資を行うことを認め、まずこれを適切に行うようにしておりますので、このことを十分周知する、国民の皆様にご存知いただくということが必要かと存じます。したがって、社会福祉・医療事業団におきまして、本年三月に、年金担保融資についてのポスターを、相当ポスターを作成いたしまして関係機関、特にお年寄りがまず訪れる金融機関ということですので金融機関、そしてもとより市町村、社会保険事務所に掲示をいたしまして、制度のPRを徹底すると。そしてその際には、悪質な業者には注意するよう併せて呼び掛けを行っております。まずこの点を一層進めてまいりたいと思います。

それから、規制につきましては、年金証書などを担保としているというこういうケースにつきまして、ちょっと私どもよく詰めてみたんですが、仮にこの年金証書を貸金業者が預かっておりましても、受給者が新たに社会保険庁に対して振り込み口座を指定すればその口座に振り込まれます。したがって、厳密には法的に証書を取っているからといっ

て年金受給権を担保に融資したものにはならないと、こういったなかなか難しい問題があるわけですが、しかし事実上担保を取るに等しいような実態についてはもう明らかに問題でございますので、どのような有効な規制ができるか、今後関係省庁とも相談してまいりたいと思います。

それから、受給者からこうした事実上担保にされちゃってんだというような相談がありました場合には、私ども年金行政サイドとしては、その意向を十分確認して、適切な振り込み先に振り込むなどの対応をしてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 最後の質問になると思いますけれども、先ほど今泉議員の御質問にもございましたけれども、少子化問題についてでございます。

三月二十七日には少子化社会を考える懇談会を開催された。そしてまた、先般五月二十一日には小泉総理から坂口大臣に直々に少子化対策の見直しに対処すべしということでお話、指示があったと。九月をめどに中間方針を取りまとめるべしと、このような御意向だったようでございますが、総理からの指示の内容、またそれに向けての取組方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 総理から御指示のありましたのは、先日来発表いたしました厳しい人口動態というものをござらんになって、もう少し少子化対策というものを幅広くあらゆる角度からひとつ検討していくようにということでございます。

しかし、もちろん今まで厚生労働省が掲げてまいりました問題、新エンゼルプランでございませうとか、別な言葉で言えば育児休業の取得でありますとか看護休暇制度の普及などについて具体的な目標を定めて子供を安心して産み育てられるような環境作りに努力をしてほしいと、こういうことでございます。また、各家庭の事情に合わせた多様な保育事業でありますとか、地域の子育て情報の発信や、あるいは子育て支援サービスを推進する体制作りなどにも一層の努力をしてほしいと、こういうことでございまして、一つはやはり厚生労働省がやっておりますことをよりきめ細かく本当に皆さん方がそれが受けられるようにどうしていくかということをもう少しやってほしいということだと思っております。それからもう一つは、厚生労働省の範囲を超えて各省庁が協力をしてどういうふうにしたらいいか、それはひとつ厚生労働省の方でもこういうふうにしてほしいという話があったらそれは出してほしい、私の方から各省庁にそれはお願いをする、こういう話でございました。

そういう内容でございまして、我々もそのことについてひとつ九月までにどういうふうにしていくかということについて早速協議をしたいというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 以上で終わります。